

阿賀町情報ネットワーク広告放送取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿賀町広告掲載要綱（平成20年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、阿賀町情報ネットワークを利用した広告（以下「広告」という。）放送に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における広告放送とは、告知端末器を介して行う音声及び静止画による放送をいう。

(広告放送の範囲)

第3条 広告放送により放送する広告は、要綱第3条の基準に適合し、且つ、インターネット異性紹介事業（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業をいう。）又はこれに類似する事業に関するものを除き、公共性・公益性を妨げないものとする。

(広告放送の配信基準)

第4条 広告放送の配信基準は次の各号による。

- (1) 放送する静止画は3画面までとし、静止画1画面あたりの音声録音時間は概ね60秒以内とする。
- (2) 放送の配信は手動再生方式とする。
- (3) 広告放送における告知端末器でのトップ画面掲載は放送初日のみとし、放送の公開期間は放送日を含め7日以内とする。
- (4) 広告放送を放送する順番は申込順とする。

2 広告放送には、広告放送とわかる表示をすることとする。

(広告放送の申込み)

第5条 広告放送を希望する者（以下、「放送申込者」という。）は阿賀町情報ネットワーク広告放送申込書（様式第1号）に、次の書類を添えて、放送希望日の10日前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 広告及び宣伝素材
- (2) 阿賀町の町税の納付義務がない者については、法人税又は所得税の納税証明書。
なお、同一年度内に提出済みの場合は提出を省略することができる。
- (3) その他町長が必要と認める書類

(広告放送の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による広告放送の申込書を受理したときは、速やかに審査し当該広告放送の可否を決定するものとする。

2 町長は審査後、必要があると認めるときは、広告放送申込者に内容の修正を求めることができる。

3 町長は広告放送の可否を決定したときは、その結果を「阿賀町情報ネットワーク広告放送（許可・不許可）決定通知書」（様式第2号）により、申込者に通知しなければならない。

(広告放送料)

第7条 広告放送料は次の各号によるものとする。

- (1) 町内事業者：静止画放送料 1画面につき1,000円
- (2) 町内事業者：静止画作成料 1画面につき3,000円
- (3) 町外事業者：静止画放送料 1画面につき2,000円
- (4) 町外事業者：静止画作成料 1画面につき6,000円

(広告放送料の納付)

第8条 広告放送申込者は、放送日の前日までに前条第1項に定める広告放送料を納入通知書により納付しなければならない。

(広告放送の延期又は中止)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告放送を延期し、又は中止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告放送料を納付しなかったとき。
- (2) 災害時等において防災上の理由から緊急放送を行う必要があるとき。
- (3) 許可決定後、審査基準に不適合となる事実が明らかになったとき。
- (4) その他、町長が不適切と認める場合。

(広告放送料の還付)

第10条 広告放送申込者の責めに帰さない理由により、広告放送が中止された場合は、中止した広告放送日数に応じた放送料を還付する。ただし、広告放送を中止したことにより広告放送申込者に発生した損失は補償しない。

(広告放送申込者の責任)

第11条 広告放送申込者は、放送の内容等に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 持込素材の著作権及び肖像権の使用に係る許可の取得及び費用の負担の責任は、広告放送申込者にあるものとし、阿賀町はいかなる責任及び費用負担を負わないものとする。
- 3 広告放送申込者は、第三者からの放送の内容に関する苦情の申し立て及び損害賠償等の請求等がなされた場合は、申込者の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 放送により発生した損失は、申込者が負担しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

阿賀町情報ネットワーク広告放送申込書

平成 年 月 日

阿賀町長 神 田 敏 郎 様

住所 _____

氏 名 _____

印

（法人の場合、名称及び代表者氏名）

担当者 _____

電話番号（ ） -

次のとおり広告放送を申込みたいので、下記事項を承諾のうえ、阿賀町情報ネットワーク広告放送取扱要領第5条の規定により提出します。

放送の目的	
放送希望日	
放送範囲	<input type="checkbox"/> 阿賀町全域 <input type="checkbox"/> 地区等指定（ ）
希望広告	<input type="checkbox"/> 静止画広告 <input type="checkbox"/> 静止画の作成を町に依頼する。
放送の題名	【広告】 (16文字以内)
【放送文】	
備 考	
承諾事項	1 広告放送の内容については全責任を負います。 2 阿賀町の町税の納税義務者である場合、町税の滞納がないことを証するため、私の町税の納税状況調査を行うことに同意します。 3 上記のほか、阿賀町広告掲載要綱を遵守します。

※広告の内容がわかる宣伝素材等を添付してください。

平成 年 月 日

様

阿賀町長 神 田 敏 郎

阿賀町情報ネットワーク広告放送（許可・不許可）決定通知書

平成 年 月 日申込のあった阿賀町情報ネットワーク広告放送について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 許可
	<input type="checkbox"/> 不許可 理由
広告内容	
公開期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
広告放送料	
備 考	この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して、60日以内に阿賀町長に対して異議申し立てをすることができます。